

適用関係届、国民年金第3号被保険者関係届の 回付事務について（お知らせ）

現在健康保険・厚生年金基金・厚生年金保険の適用関係届を一括して当健康保険組合にご提出いただけますと、当健康保険組合から厚生年金基金や日本年金機構に回付しております。

今般、平成29年1月からは社会保障・税番号制度の導入に伴う施行規則の改正により、被保険者資格取得届などの適用関係届に個人番号を記載していただくこととなります。

しかし、「番号（マイナンバー）法」には個人番号の利用範囲などが定められており、健康保険組合・厚生年金基金では個人番号（特定個人情報）が記載された厚生年金保険の届書は取り扱えなくなります。

当健康保険組合・当厚生年金基金におきましても、様々な観点より検討を重ねてまいりましたが、今後厚生年金保険の届書を日本年金機構へ回付することは難しいため、**平成28年11月1日(火)**から大変恐縮ではございますが下記の取扱いに変更させていただきますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- (1) **健康保険・厚生年金基金（大阪薬業厚生年金基金のみ）の届書は当健康保険組合、その他の厚生年金基金の届書はご加入の厚生年金基金、厚生年金保険の届書は日本年金機構へ直接ご提出ください。（個人番号の記載の有無に関わらず、全ての届書（磁気媒体・電子媒体も含む）が対象になります。）**

- (2) **国民年金第3号被保険者関係届（以下「第3号届」という。）は、現在当健康保険組合にて「医療保険者の証明」を行ったうえで日本年金機構へ回付しておりますが、第3号届にも個人番号欄が設けられることから、今後は第3号届も直接日本年金機構へご提出ください。**

なお、第3号届の「医療保険者の証明」に代わりましては下記①～③の取扱いにてお願いいたします。

①事業主が第3号届の余白部分等へ健康保険組合の被扶養者の認定を証明する。

（例）「健康保険組合の被扶養者であることを証明する。」

「所得税法上の控除対象配偶者であることを証明する。」など

②健康保険組合の被扶養者の認定を事業主が証明した任意様式を第3号届に添付する。

（例）別紙「扶養証明書」

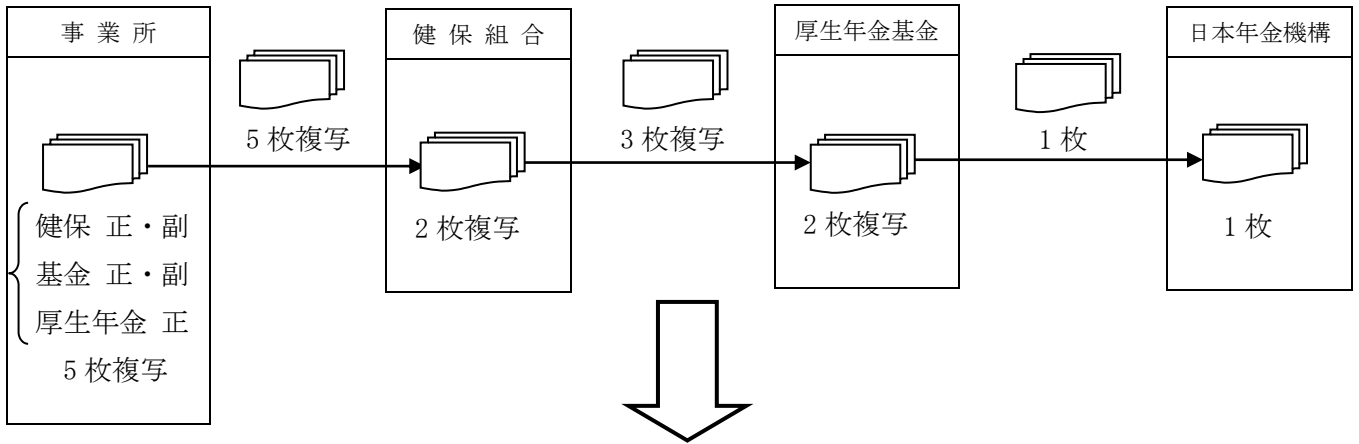
③健康保険組合から交付された被扶養者（第3号被保険者）の健康保険被保険者証の写し（健康保険組合からの扶養認定の証明、通知等を含む）を第3号届に添付する。

※郵送による日本年金機構への提出は、**年金事務所ではなく管轄の各事務センターに提出いただきますようお願いいたします。（管轄の各事務センターにつきましては、日本年金機構のホームページをご参照ください。）**

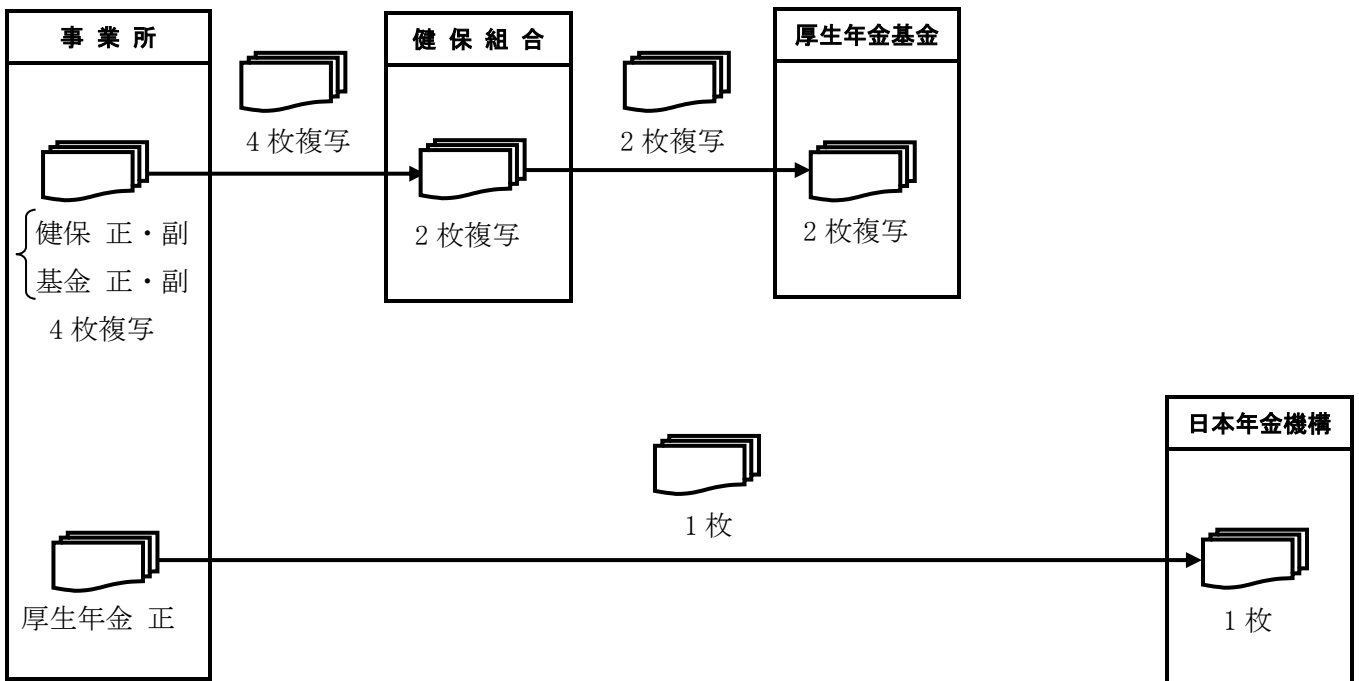
※日本年金機構からの決定通知書と健康保険組合・厚生年金基金からの決定通知書に相違がある場合は、健康保険組合・厚生年金基金にその旨の連絡をお願いいたします。

○ 適用関係届等の流れ

<現在> (例. 厚生年金基金加入の場合)



<平成 28 年 11 月 1 日 ~> (例. 大阪薬業厚生年金基金加入の場合)



<ご不明な点につきましては、下記までお問い合わせください>

大阪薬業健康保険組合	適用課	TEL06-6941-5004
	神戸支部	TEL078-221-6100
	京都支部	TEL075-801-2905
大阪薬業厚生年金基金	適用課	TEL06-6945-1021